

令和 8 年 度

生駒市病院事業会計予算書

生 駒 市

目 次

令和8年度	生駒市病院事業会計予算	1
令和8年度	生駒市病院事業会計予算に関する説明書	
令和8年度	生駒市病院事業会計予算実施計画	5
令和8年度	生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和8年度	給与費明細書	10
令和8年度	継続費に関する調書	15
令和8年度	債務負担行為に関する調書	16
令和7年度	生駒市病院事業予定損益計算書	17
令和7年度	生駒市病院事業予定貸借対照表	18
令和8年度	生駒市病院事業予定貸借対照表	20
注記		22

令和 8 年 度

生駒市病院事業会計予算

議案第10号

令和8年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(許可) 一般病床 210床

(2) 主要な建設改良事業

ア 新設改良事業

生駒市立病院施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	695,364千円
第1項 医業収益	87,922千円
第2項 医業外収益	607,442千円

支 出

第1款 病院事業費	567,341千円
第1項 医 業 費 用	553,917千円
第2項 医 業 外 費 用	12,359千円
第3項 特 別 損 失	65千円
第4項 予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額362,594千円は、当年度分消費税等調整額56,272千円、過年度分損益勘定留保資金112,038千円及び当年度分損益勘定留保資金194,284千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	622,344千円
第1項 企 業 債	619,600千円
第2項 補 助 金	1,792千円
第3項 負 担 金 交 付 金	952千円

支 出

第1款 資本的支出	984,938千円
第1項 建 設 改 良 費	621,426千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,512千円
第3項 長 期 借 入 金 償 還 金	360,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	生駒市立病院 施設整備事業	944,134 千円	令和7年度	324,500 千円
				令和8年度	619,634 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設 整備事業	千円 619,600	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れ る場合について、利 率の見直しを行っ た後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものとす る。ただし、企業財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し しくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,628千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,010千円である。

令和8年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史